

《外国文献紹介》

米国における更生支援型弁護事務所の実証的研究

指宿 信 (成城大学法学部教授・治療的司法研究センター長)

1. はじめに

本稿は、わが国で「情状弁護」などと呼ばれ近年では依頼者（被疑者・被告人）の更生を後押しすることを目的とした「更生支援型弁護」について展望するため、その参考となる米国ニューヨーク市における依頼者支援型の刑事弁護の取り組みを実証的に研究した論稿を紹介するものである。

成城大学治療的司法研究センター並びに当センターが運営する治療的司法研究会ではこれまで、情状弁護と呼ばれる被疑者被告人にとって有利な情状を可能な限り刑事手続における諸場面で参考とする弁護活動について、これをさらに一歩進めて被疑者被告人の更生を積極的に支援する目的を盛り込んでいくべきとの考えから、日弁連法務研究財団の弁護士向け研修に協力したり¹、法曹向けのガイドブックを刊行したり²、あるいは弁護士向けの刑事弁護に特化した雑誌の特集にも協力するなどしてきた³。

こうした更生支援型の弁護活動については、第一に、法律家としての業務の範疇を逸脱するものであり、本来的に福祉や矯正保護の領域に属するものであって弁護士が手を出す業務ではないとの「弁護士業務論」や、第二に、そもそも弁護士は法律家として国家資格を付与された士業であり、更生支援に関わる様々な知見や経験に乏しく、助言や支援をするには限界があるといった「弁護士能力論」、第三に、弁護士はわが国の当事者主義を採る刑事手続にあって訴追権限を有する検察官と対抗する立場にあり、被疑者被告人の権利利益の防御という目的を優先するべきで、更生支援といった目標掲げはそうした権利利益の実現を劣位に置くことに結びついてしまうのではないかという「弁護士機能論」の見地などから批判的な見方も示されている⁴。

かかる批判については、弁護実務上も⁵、弁護士会の組織上も⁶、既に解決済みあるいは止揚されていると考えられる。理論面での整理の必要は認められるが、差し当たり本稿では、本格的な批判論に対する反論を展開するよりも当事者主義の母国である米国にあって、更

生支援型刑事弁護の実践形態である「包括的弁護モデル」が注目を集めていることを紹介しておきたい。その例として、ニューヨーク市のブルックリン弁護事務所 (Brooklyn Defenders: BD) の活動がある (<https://bds.org/>)。

取り上げる研究論文は、この事務所の活動実績を統計的、実証的に検証したものであり、2019年に米国の法学紀要の中でもトップレベルと位置づけられるハーバード・ローレビューに掲載された、James M. Anderson, Maya Buenaventura & Paul Heaton, “THE EFFECTS OF HOLISTIC DEFENSE ON CRIMINAL JUSTICE OUTCOMES”, Harvard Law Review vol.132 p.819(2019)である。著者の3人は米国の公共政策課題に対する調査研究を行う非営利の研究機関であるランド研究所⁷に所属する研究者たちである。本論稿とは別に研究所でも調査の概要が提供されている⁸。なお、本稿では大部にわたる統計処理の部分については省略している。原著論文はオンラインで閲覧可能なので興味のある方は直接アクセスいただきたい⁹。

上記BDについては、同事務所で研修に従事した日本人弁護士から日本語で体験記も刊行されているので、合わせてお読みいただくことをお勧めする¹⁰。

2. 文献の概要

2-1. はじめに

一般的には、弁護士のイメージは公判弁護でのヒーロー的な刑事弁護人だが、近年、刑事裁判での無罪獲得よりもそうした犯罪に至った依頼者のほとんどが貧困な被疑者被告人であり、その支援の必要性に気づいた弁護士による幅広い専門家との協働的な弁護、チームとして応える刑事弁護が発展してきた。包括的弁護モデル (Holistic Defense Model: HDM) と呼ばれる。

弁護人は、依頼者の幅広いニーズを汲み取らなければならない。たとえば、雇用、住居、子供の保護、移民問題など、非法律的問題がしばしば依頼者を刑事司法に巻き込む主要な原因となっていることを理解しなければならない。

そこで、こうした依頼者の抱える問題を解決するためには、関連する支援職（調査者、パラリーガル）、家事専門弁護士、民事専門弁護士、ソーシャル・ワーカー（SW）が、平等の立場で、刑事弁護人と協働して働く必要がある。このモデルは、伝統的な依頼人の刑事弁護に焦点を当てた公的弁護モデルと対照的なものである。

本稿は、ニューヨーク市ブロンクスで貧困者刑事弁護を担っている二つの団体（institute）を15年にわたって比較調査した調査研究である。被疑者弁護人は「自動的弁護人振り分け制度（rotating shift-assignment system）」と呼ばれる仕組みによって、この2つの団体に割り振られている。そのためBDの効果を測定することが可能になった。本調査データ量はおよそ50万件に及ぶ。このデータを基にしてBDによって弁護された依頼人の事件結果と再犯について調査を実施した。

本調査結果の概要は次のとおりである。BDが請け負った被疑者弁護では有罪率には影響がみられなかった。しかしながら、その内訳をみると、実刑率では16%減少しており、量刑期間については24%も減少していた。調査データの集められた10年のあいだ、BDは刑期を全体で110万日も短縮することに成功している。このことで州や地方の矯正機関は1億6,500万ドルも節約することができたと計算される。また、BDは公判前の身柄釈放の可能性を高めている。残念ながら再犯防止効果は測定できていないが、社会に対するリスクを伴わずに刑務所収容を回避する大きな可能性を示している。

本調査では、統計的な分析（量的調査）のみならず様々な職種に対するインタビュー調査（質的調査）も実施された。アドヴォケイト（支援者）間での多職種連携やコミュニケーションのあり方について分析を行い、弁護人が多職種連携のファシリテーターとしての役割を担っていることを明らかにした。

ニューヨーク市における2つの刑事弁護団体における刑事弁護の結果の差異の理由は明確ではないけれども、大量の犯罪者の事件を処理しなければならないため、合衆国では裁判官と検察官が個々の被告人に関する情報を把握して将来のリスクを判断することが困難になっている。そのため、弁護人からもたらされる被告人に関する情報を正しく受け止めない傾向にある。包括的弁護モデル（HDM）は、情報収集過程に優れた機能を発揮しており、刑事手続の諸段階で事件での軽い処遇を可能にしている。

すなわち、本調査結果は、質の良い刑事弁護を提供することにより不要かつ非生産的な刑罰を回避して社会の安全を高めることになることを示している。

2-2. 包括的弁護モデル（HDM）の背景

包括的弁護モデル（HDM）は1990年代に貧困者に対する刑事弁護の新しいパラダイムとして登場したものである。HDMの定義は弁護人事務所や団体によって様々であるが、基本的に、その哲学は、刑事事件を取り扱う際には、刑事“弁護”を行うだけでは十分ではなく、依頼人が刑事司法に取り込まれた問題・状況に関心を向ける、ということにある。すなわち、依頼人のニーズに幅広く対応することである。HDMでは、弁護士は法的専門職というよりもそれ以外の問題にも対応できることを求められる。たとえば、薬物治療や精神衛生サービス、雇用の維持、住居の確保、移民保護などである。従来の伝統的な刑事弁護観が依頼人に最善の結果を生み出す法的役割や法廷での役割として弁護人を強調していたのとは対照的なものである。

初期の実践例は、the Neighborhood Defense Service of Harlem（NDS）とBDで、holisticな哲学を日々の刑事弁護活動に注入した。HDMを実践する弁護事務所の特徴は以下のとおりである。第一に、HDMの事務所では刑事弁護人の雇用は少なく、代わりに民事代理人やソーシャルワーカー（SW）、精神衛生の専門家など他の専門職を雇用する傾向にある。第二に、弁護人は単独ではなくチームで依頼人の事案を扱うのも特徴的である。こうした多職種連携では外部機関とのコミュニケーションも重要で多くの支援プロバイダー（医療機関や住宅支援機関）との連携が重視されている。第三に、holisticなパラダイムでは、依頼人に対する結果を最大化するため雇用や住居を重視して有罪答弁で生活の質を確保する、薬物治療や罰金刑を選択すれば子供の養育権を失う、といった（相反する）他の問題との利益調整が必要になる。

2-3. HDMに関する仮説

HDMはどのように刑事司法に影響を与えるかについては、次の6つの仮説を検証する必要がある。

- 1) 弁護結果に差異は生まれない
- 2) より良い公判弁護につながっている
- 3) 刑事司法に混乱を招いている
- 4) 高コストや負担増と高い質の弁護のトレード・オフを達成している
- 5) 更生に対するより良い支援となっている
- 6) 事件の結果により良い効果を与えている（軽減事由の増加）

2-4. ブロンクス(BD)において実践されている

包括的弁護

組織として、NY市には25のリーガルエイドを請け負う事務所が存在し1879年に創設された歴史を持つ。一方でBDは1997年に創設された比較的若い組織である。BDには、刑事弁護人以外に民事代理人、家事代理人、移民代理人、訴訟専門家、SW、家計問題専門家、調査官、コミュニティ・オーガナイザー、親子問題代理人、調整官など多職種が勤務している。

筆者らによる調査法は次のとおりである。2017年に電話インタビューが行われ、その対象はBDでは9人の弁護士と1人のSW、リーガルエイドでは7人の弁護士1人とSW1人、ニューヨーク地域の4人の一般弁護士、同地域の3人の裁判官、同地域の3人のNPO所属の弁護士、同地域の退職した2人の弁護士、である。

弁護活動の実態をみると、リーガルエイドでは、移民弁護士や民事弁護士等が勤務しているにもかかわらずチームではなくそれぞれが単独で行動しており、法律家のスタッフと協働していない。一方、BDでは、チームが構成され、弁護人は民事代理人にも継続的にアクセスできるようになっていた。BDの弁護人はBD内の民事代理人が常に協力的であると回答している(救急医療の)トリアージのようにグループで事件に接しているのが特徴である。また、BDでは上級職(スーパーバイザー)が弁護方針の効果についてもモニタリングしているのも特徴的で、他の専門職への迅速な相談を弁護士に促している。リーガルエイドには他の専門職がいるものの、seamless(切れ目のない)サービスという点では劣っているようにみえる。

SWとの協働という点でもBDはリーガルエイドよりも緊密に協働して活動しておりその差は顕著である。たとえば、リーガルエイドではSWの利用割合は重罪事件では2012-2013で1.8%、2010-2011で0.8%に過ぎなかった。一方、BDでは5.2%、5.6%であり、およそ3倍から7倍の差が出ている。軽罪の場合に限ると、BDでは20%から25%でSWを利用していた。

弁護士の研修や訓練という面でも違いは大きい。BDの弁護人もリーガルエイドの弁護人もいずれも分野横断的な研修を施されているが、BDではすべての関連する領域で研修を受けて、他の職種や専門職等(BD内外)との連携法について訓練を受けているところが特徴である。一方、リーガルエイドの刑事弁護人はそうした分野横断的な研修を受けておらず、非刑事法領域の専門家の経験を獲得する機会に恵まれていない。

地域とのつながりの点では、リーガルエイドもBDも

地域活動や司法制度改革、キャンペーン等の重要性は理解し、関与している。しかしながら、コミュニティーとのつながりという点でBDは公式にコミュニティーにフィードバックを行っているのに対して、リーガルエイドではそうした公式のチャンネルを有していない。BDは依頼人満足度調査、フォーカス・グループの設置、元依頼人からのヒアリングなどを実施しているのも特徴的である。

裁判官等からの評価をみると、ある裁判官は、BDは刑事弁護のレベルを押し上げて他の弁護人に刺激を与えている一方、HDMの実務が依頼人の事件結果にどれだけ役立っているかは不明だと答えている。ある裁判官は、BDは依頼人のために非常に賢明で情熱的な弁護を行なっている一方、刑事弁護だけが主要目的となっていないことが弱点にもなっていると指摘した。この裁判官は、刑事弁護人が刑事弁護人であることをまず止めてしまうなら、その結果「すべてを失ってしまう」と語った。またこの裁判官はリーガルエイドの弁護人はBDよりも総じて年齢が高く、BDほどは熱心ではないとも指摘した。別の裁判官は、HDMの理念には大変共感していて、特にSWが包括的弁護の中心的役割を果たしている点を高く評価している。物質依存や精神疾患、住宅問題など若い世代に多くみられる問題にBDが対処し援助している点を強く支持している。この裁判官の経験によればBDもリーガルエイドもSWを効率よく使っていると感じられ、彼によれば両組織の間に差異はみられないということであった。

結論として、「(BDは)成功している」派と、「(リーガルエイドと)差異はない」派が拮抗しているが、BDがリーガルエイドよりも「結果を悪くしている」という見方はなかった。

2-5. 包括的弁護による依頼者の結果に対する

インパクト

統計的な処理の結果、包括的弁護モデル(HDM)の実践には次のようなインパクトがみられた。

- ① 公判前の結果と事件処理…HDMは保釈率を3.2%増加させた。公判前の拘束率については8.6%減少させた。
- ② 当面の事件結果…半数の事件で起訴犯罪の軽減(charge down grade)になっているが、HDMによる場合は2.7%増加している。しかし、勾留期間については15.5%短縮され、刑期も23.5%短縮された。
- ③ 再犯率…みるべき再犯率の低下のデータは得られ

なかった。

- ④ 特定の集団への影響…女性、黒人、ヒスパニックの依頼人の事件に対して効果が高かった。
- ⑤ 特定の犯罪への影響…6つの犯罪群（薬物、詐欺、暴行、加重暴行、窃盗、銃器所持）で比較すると薬物の勾留期間と受刑期間に有意差が現れた。勾留期間は25%減少し、受刑期間も63%減少している。
- ⑥ 特定の時期の影響…2000 - 2003、2004 - 2007、2012 - 2014の期間で比較した。実刑率や1年以内逮捕率について特定の期間で有意差がみられたもののその理由は不明である。

2-6. 包括的弁護モデル (HDM) が機能する理由

HDMが展開された結果、公判前に拘束される可能性が低下し、実刑率も低下し、加えて、実刑を受ける場合でも刑期が短縮される。一方で、有罪率や10年間の再逮捕率には変化がみられなかった。これは先に挙げた6つの仮説のうち、「より良い質の弁護の提供」を支持するものである。他方で、HDMによって十分に依頼人が刑事司法に関わるきっかけとなった問題が解決しているかどうかは不明である。

BDを創設したRobin Steinbergは、「裁判所が被告人に関する情報を十分に持ち合わせておらず、HDMが釈放や刑の軽減につながるような情報を裁判官や検察官にもたらす役割を果たす」と語っている。それでは、伝統的な刑事弁護でも同様に、釈放や軽い刑を勝ちとるためそうした情報を裁判官や検察官に提供すれば同様の結果が得られることになるのかという疑問がある。HDMはそうした伝統的モデルとどこが違うかが明らかになれば、HDMの意義や独自性が明確になる。

本稿の評価として、第一に、HDMは、(依頼者が刑事手続において受けるであろう不利益や処罰を)軽減する可能性のある物語を提示するに足る量の情報を収集できている。第二に、HDMはより技術の高い弁護人のリクルートに成功していて、その結果、良い効果を達成できている。第三に、HDMは再犯防止の役割ではなく、むしろ刑事事件の適切で迅速な処理に役立つ存在となっている。

2-7. 結論

本調査によって明らかになった点は次のとおりである。すなわち、包括的弁護モデル (HDM) は従来の伝統的な刑事弁護とは質的にも内容面でも大きく異なっていることが明らかになった。HDMにより提供される弁護サー

ビスの違いによってこの差異がもたらされている。そして、HDMが過剰収容の解決に貢献していることも明らかになった。また、HDMの弁護活動が事件の結論に大きく関係していることも本調査で示されている。

多くの研究者や法律家が貧困な被告人に対するサービスの現状を批判し、最高裁判所のこの領域での判例法が十分な弁護をもたらすことにはつながっていないと論じてきた。いわゆる合衆国憲法修正6条問題である。弁護の効果を論じ、刑事弁護の質の改善に必要な社会的資源の重要性を考えるためには、我々は弁護活動の機能がどれだけ結末に差異をもたらすかを知る必要がある。本調査はそうした点に多少とも光を当てることになったといえる。

3. 本調査の意義—治療的司法論の観点から

治療的司法論 (TJ) はこれまで「問題解決型裁判所」の創設の思想的基盤として—たとえば典型例はドラッグコート—語られることが多かった。HDMの創始者であるSteinbergをしてTJは権力作用だからHDMの思想とは相容れないなどと批判されることもあった。確かに、裁判所のプログラムとして位置づけられ、公的資金が投入され、自治体(米国の裁判所は連邦管轄を別にすると自治体の管轄である)が立案実施する政策となっていくに従って、犯罪対策の一貫であるとか、司法行政施策の1つとして、あるいは過剰拘禁解消の策としてTJが登場することもやむを得ない側面がある。その一方、HDMは徹底して依頼者の側に立った司法手続を基礎にしていることから、依頼者ベースの刑事司法観を有していることは疑いない。

けれども、TJのいうtherapeuticとは、前号で筆者が解説したように、基本的に問題を抱えた当事者に「手を差し伸べる」概念であって、それが権力作用(司法機関や矯正機関)を通して実現されようと、弁護人の弁護活動を通して達成されようと、本質は変わるところはないはずである。

そうした意味で、HDMが、本稿冒頭で紹介した更生支援型弁護に対する批判の根拠となっていた「当事者主義」思想の源流である米国の刑事実務で展開されていることは、この国で更生支援に意を尽くしている多くの弁護士を勇気づけるものであろう。

実際、包括的弁護モデルの広がりや米国でも明らかである。たとえば、アメリカ法曹協会(ABA)のリーガルエイドと貧困弁護に関する委員会では、ABAの公的弁護指針に次のような依頼者に対する包括的な指針を追加することを検討していると伝えられている。すなわち、

公的弁護を提供する者は、民事上の、あるいは非法律的な問題から、あるいはそれに関連して問題が生じているとき依頼者を支援するものとする。公的弁護を提供する者は、そうした問題に関して直接の支援を提供できるし、民事上の法的支援をおこなう組織、福祉サービス提供者やその他の法律家、非法律家との協力関係を構築することができる。というのである。このような指針の定立の検討は既に米国の刑事弁護においても非法律家や様々な専門職種との協働によって刑事事件の依頼者の抱える問題解決と生活の再建が志向されていることの証であろう。

まさに、包括的弁護活動は米国で生まれた更生支援型弁護の到達点である。それは、本論文が冒頭でも言及したアメリカのエンターテイメントにあふれている法廷での派手な弁護活動とは程遠いイメージを与える。HDMの実像と効果を「可視化」させた本論文の意義は非常に大きい。

HDMや更生支援型弁護の同種例に考えられるものとして、少年事件の付き添い人活動が適当と思われる。非行事実のみにとらわれた活動ではその少年の立ち直りに貢献することは困難であることはいままでもないからだ。心理的、福祉的、そして医療的なサポートまで含んだ幅広い少年付き添い活動が不可欠であるように、成人においても依頼者の抱えている問題をひとり弁護士だけで解決するのではなく、様々な専門職種と協働して解決に導くことが結局社会全体を豊かにして、立ち直りやすい社会、一人ひとりのレジリエンス(回復力)を育てることのできる社会に変えていくことにつながるであろう。

注記

- ¹ 2015年以来、全国各地で開催を続けており、新型コロナウイルスの発生以降はオンラインで実施している。詳細は、日弁連法務研究財団のウェブページの研修のパートを参照いただきたい。
- ² 指宿信監修・治療的司法研究会編著『治療的司法の実践—更生を見据えた刑事弁護のために』(第一法規、2018)。
- ³ たとえば、『『治療的司法』への道 再犯を防ぐ弁護活動と取り組み(特集)』季刊刑事弁護64号(2010)、「各地で息づく『治療的司法』の実践(特集)」同87号(2016)など。
- ⁴ こうした批判に対して検討を加えたものとして、石塚伸一「犯罪者の更生への弁護人の関わり方—弁護士は、依頼者の更生に関わるか? 関わるべきか?」後藤昭・高野隆・岡慎一編著『現代の刑事弁護 1』(第一法規、2013)79頁以下参照。石塚はこの表題の問いのうち能力を問うた前段の問いについても、義務を問うた後段の問いについてもいずれも「イエス」と答えたいとする。そして「真実

の発見と更生に資する弁護は矛盾しない」との立場を示した。一方、同書の編者である後藤は、「刑事弁護人が依頼者の権利と利益を守るという本来の役割を疎かにしたまま、依頼者の更生を追求するようになるのでは、刑事弁護の基本が損なわれる」と釘を刺す(同『刑事弁護の将来』『同・3』(第一法規、2013)413頁以下。特に依頼者に更生を押し付けることはできず、(更生支援を受け入れるか否かの)選択権が依頼者にあることを強調する。これは情状主張や責任軽減主張に関わる依頼人の自己決定権と法律家としての戦略・戦術決定権との相克であり、弁護士倫理的にも難しい問題を抱えていよう。

- ⁵ 更生支援型弁護や司法と福祉の連携を説明する弁護士向けガイドブックは相当数刊行されている。たとえば、近年でも『情状弁護 Advance アドバンス』(季刊刑事弁護増刊)(現代人文社、2019)や、弁護士とソーシャルワーカーの協働を考える会編著『福祉的アプローチで取り組む弁護士実務—依頼者のための債務整理と生活再建』(第一法規、2020)、千葉県社会福祉士会・千葉県弁護士会編『刑事司法ソーシャルワークの実務 本人の更生支援に向けた福祉と司法の協働』(日本加除出版、2018)、東京TSネット編『障害者弁護 Beginners ビギナーズ』(現代人文社、2021)等を参照。
- ⁶ 各地の弁護士会には障害を抱えた被疑者被告人に対する支援的な弁護活動を支える委員会活動が常設されているところも多く、東京三会多摩支部では2018年に更生支援型刑事弁護を積極的に展開するためTJ部会が設けられた。こうした逮捕起訴や公判段階での刑事弁護における実践のみならず、これまで弁護士業務とは切り離されるとの位置づけが強かった依頼者の出所後の支援についても、2021年11月から札幌弁護士会で個々の活動に援助が行われるようになり、法務省などが進める「出口支援」にも対応しようという動きも出てきた。北海道新聞2021年11月11日配信「札幌弁護士会が出所者支援 15日から 札幌矯正管区と協力、収容段階から」、時事通信同日配信「元受刑者の社会復帰支援 就労、住居・・・寄り添い見守る—弁護士会が費用負担」など参照。
- ⁷ https://www.rand.org/content/dam/rand/pubs/corporate_pubs/CP600/CP628z5-2018-10/RAND_CP628z5-2018-10.pdf
- ⁸ https://www.rand.org/pubs/research_briefs/RB10050.html
- ⁹ https://scholarship.law.upenn.edu/cgi/viewcontent.cgi?article=3026&context=faculty_scholarship
- ¹⁰ 大橋君平「アメリカン・プラクティス① プロンクス・ディフェンダーズの弁護実践」季刊刑事弁護96号(2018)124頁、谷口太規「アメリカン・プラクティス② プロジェクト・リエントリー」季刊刑事弁護97号(2019)208頁。